

# 兵庫県公報

平成19年7月3日 火曜日 第1889号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 告 示

ページ

- 兵庫県小野福祉工場の使用料の徴収事務の委託（障害者支援課）…………… 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）…………… 2
- 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）…………… 3
- 同 上（同）…………… 3
- 市営土地改良事業の施行同意（同）…………… 4
- 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）…………… 4
- 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物（中播磨県民局）…………… 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）…………… 5
- 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）…………… 6
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（同）…………… 6
- 流通業務団地事業地の工事の完了（都市計画課）…………… 6
- 同 上（同）…………… 6
- 道路の位置指定（建築指導課）…………… 7

### 公 告

- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）…………… 7
- 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）…………… 7
- 落札者等の公示（管理課）…………… 8

### 選挙管理委員会告示

- 平成19年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正…………… 9

### 公安委員会告示

- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 10

### 市町村職員共済組合公告

- 平成18年度決算の要旨…………… 11

### 都市職員共済組合公告

- 平成18年度決算の要旨…………… 12

### 正 誤

- 平成19年3月30日付け兵庫県公報第11号外中…………… 13
- 平成19年3月30日付け兵庫県公報第13号外中…………… 13

## 告 示

### 兵庫県告示第752号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により兵庫県小野福祉工場の使用料の徴収事務を、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
使用料
- 2 委託した事務の範囲  
兵庫県小野福祉工場の利用にかかる使用料の徴収
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
神戸市西区曙町1070番地  
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団  
理事長 永井光明
- 4 委託年月日  
平成19年4月1日
- 5 徴収の方法  
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団は、使用料の徴収については、納入の通知により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。  
なお、徴収の方法については、使用料及び手数料の徴収及び当該徴収金にかかる環付金の支出に関する事務委託契約書による。

~~~~~

#### 兵庫県告示第753号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
太陽鋳工業株式会社 赤穂工場  
赤穂市中広字東沖1603番1  
取締役工場長 大田正明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
太陽鋳工業株式会社 赤穂工場  
赤穂市中広字東沖1603番1
- (3) 特定施設に関する事項

|                     |                            |           |     |
|---------------------|----------------------------|-----------|-----|
| 種                   | 類                          | 27号イ ろ過施設 |     |
| 能                   | 力                          | 57.8㎡     |     |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   |                            | 許可後       |     |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   |                            | 着手後1箇月    |     |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   |                            | 完成後       |     |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間 |                            | 24時間連続    |     |
| 使用時間の季節的変動の概要       |                            | なし        |     |
| 使用時において当該特定施        | 区 分                        | 通 常       | 最 大 |
|                     | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数) | 7～8       | 7～8 |

|                                                  |                                                |      |      |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|------|------|
| 設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値                      | 浮遊物質<br>量<br>(単位 mg/L)                         | 1    | 1    |
|                                                  | 窒素含有量<br>(単位 mg/L)                             | 4    | 8    |
|                                                  | アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>(単位 mg/L) | 4    | 8    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                                                | 34.5 | 34.5 |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成19年7月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県健康生活部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年6月19日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名                         | 地区名    | 縦覧の期間                   | 縦覧の場所 |
|-----------------------------|--------|-------------------------|-------|
| ため池等整備事業（一般）<br>ため池整備工事 小規模 | 大島皿池地区 | 平成19年7月3日から<br>同 月23日まで | 三木市役所 |
| ため池等整備事業（一般）<br>ため池整備工事 小規模 | いやの池地区 | 同上                      | 同上    |

兵庫県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成19年6月21日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名                         | 地区名    | 縦覧の期間                   | 縦覧の場所 |
|-----------------------------|--------|-------------------------|-------|
| ため池等整備事業（一般）<br>ため池整備工事 小規模 | 阿賀屋池地区 | 平成19年7月3日から<br>同 月23日まで | 佐用町役場 |

## 兵庫県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 事業名             | 地区名   | 同意年月日      |
|------|-----------------|-------|------------|
| 加東市  | 団体営ため池等整備事業（一般） | 貝持池地区 | 平成19年6月18日 |

## 兵庫県告示第757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

| 市の名称 | 地区名    |
|------|--------|
| 洲本市  | 角川長池地区 |

## 兵庫県告示第758号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成19年7月3日

河川管理者

中播磨県民局長 原田 彰

- 1 保管した工作物  
別表のとおり
- 2 当該工作物の保管の場所  
姫路市夢前町宮置131（法界寺内）
- 3 保管した工作物の返還の手続  
工作物の所有権等の権原を有することを証する書面を、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表 保管した工作物

| 保管した工作物の名称、構造 | 保管した工作物が放置されていた場所 | 除却した年月日時   | 備考 |
|---------------|-------------------|------------|----|
|               |                   | 保管を始めた年月日時 |    |
|               |                   |            |    |



**兵庫県告示第760号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第1号の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民局長から報告があった。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 免許番号 兵庫県知事(7)第450331号  
免許年月日 平成14年7月10日  
事務所所在地 姫路市錦町146  
商号又は名称 池下土地  
代表者名 池下弘磨
- 2 処分の内容  
免許の取消し

**兵庫県告示第761号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 日時 平成19年7月18日（水） 14時00分から15時00分まで
- 2 場所 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号  
兵庫県神戸県民局西神戸庁舎 4階 401会議室
- 3 被聴聞者  
免許証番号 兵庫県知事(3)第10096号  
免許年月日 平成15年7月24日  
事務所所在地 神戸市中央区元町通1-13-14  
商号又は名称 有限会社ハウジングコーポレーション  
代表者氏名 代表取締役 小泉裕之

**兵庫県告示第762号**

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第30条第1項の規定による届出があった次の流通業務団地事業地については、工事が完了した。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業の名称  
西神流通業務団地事業
- 2 工事完了工区  
第3工区及び第4工区

**兵庫県告示第763号**

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第30条第1項の規定による届出があった次の流通業務団地事業地については、工事が完了した。

平成19年7月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業の名称  
神戸流通業務団地事業
- 2 工事完了工区  
Ⅲ-1-1工区

**兵庫県告示第 764 号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 なお、その関係図書は、平成19年 7月 3日から北播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指 定 年 月 日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置         | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|----------------------|-------------------|---------------|---------------|
| 第H18北播位置<br>0007号 | 19. 6. 18            | 西脇市高田井町字大歳前352の一部 | 6.00          | 49.76         |

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 揖保郡太子町馬場字樋上260番、264番3の一部  
 同 郡同 町鶴字八幡分927番8、946番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 姫路市勝原区大谷284番地の3  
 有限会社アットホームおおたに 代表取締役 大 谷 一 夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成19年 5月 28日  
 兵庫県指令西播（建）第1-10-2号（18太子）

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年 7月 3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 （仮称）メガコート加古川店  
 所在地 加古川市尾上町安田351-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社アルプス  
 代表者の氏名 水 野 則 男  
 住所 神戸市須磨区若木町三丁目7番22号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |         |                   |
|-------------|---------|-------------------|
| 名称          | 代表者の氏名  | 住所                |
| 株式会社アルプス    | 水 野 則 男 | 神戸市須磨区若木町三丁目7番22号 |
| 株式会社フィットハウス | 吉 田 健 治 | 岐阜県可児市下恵土868番地    |
| 株式会社キャンドウ   | 城 戸 博 司 | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号   |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年2月16日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,191平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
334台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
64台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
171平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
41.37立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名  | 開店時刻  | 閉店時刻  |
|-------------|-------|-------|
| 株式会社アルプス    | 午前11時 | 午後10時 |
| 株式会社フィットハウス | 午前10時 | 午後9時  |
| 株式会社キャンドゥ   | 午前10時 | 翌午前2時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から翌午前2時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後5時まで
- 8 届出年月日  
平成19年6月15日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年7月3日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成19年11月5日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年7月3日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
議会LAN用サーバー及びパソコン等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地



兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成19年6月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社菱友システムズ関西支社 神戸市中央区栄町通2丁目5-1
- 5 落札金額  
47,124,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年5月8日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定及び既に指定した施設の指定を取消した旨並びに既に指定した施設の名称に変更があった旨報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年7月3日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

表姫路市の項中

庄田集会所	姫路市庄田97
中鈴集会所	姫路市四郷町中鈴141
上手野集会所	姫路市上手野83-1

を

庄田集会所	姫路市庄田97
-------	---------

に改め、

砥堀二区集会所	姫路市砥堀431-1
---------	------------

を

砥堀二区総合センター	姫路市砥堀431-1
------------	------------

に改め、表丹波市の項中、

丹波市市島農村環境改善センター	丹波市市島町上田448-1
-----------------	---------------

を

丹波市市島農村環境改善センター	丹波市市島町上田448-1
-----------------	---------------

丹波市立水上保健センター

丹波市水上町常案211

に改める。

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第170号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年7月3日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

## 1 講習に係る警備業務の区分等

## (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

## (2) 実施日

平成19年8月7日（火）から同月10日（金）までの4日間

## (3) 実施場所

神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター大ホール

## (4) 修了考査の実施

講習最終日は、修了考査（14問35分）を実施する。

## 2 受講定員

150人

## 3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、1号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

## 4 受付期間等

## (1) 受付期間

平成19年7月9日（月）から同月20日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## (2) 受付定員

150人とする。ただし、平成19年7月9日（月）については、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、50人まで受け付けるものとする。

## 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

## 6 申込時の提出書類

## (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

## (2) 旧資格者証の写し

## (3) 申込時において1号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にとっては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し）

## 7 受講手数料

23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
- (5) 申込日は、警備業務経験通算年月について確認を行う。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

市町村職員共済組合公告

兵庫県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年7月3日

兵庫県市町村職員共済組合  
理事長 樽本庄一

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	ゆめ春來	ひょうご 共済会館	貯金	貸付	基礎年 金支払
負担金	9,380,543	31,693,844	298,852	447,627					
掛金	9,544,527	17,874,723		447,373					
施設収入及び商品売上					233,504	98,406			
基礎年金交付金		3,992,144							
利息及び配当金		8,789,135	522	1,195			1,373,162		
その他収入	899,433	779,186	54	18,550	1,234	5,920	17,643	882,066	1,466,357
他経理からの繰入金			143,802		98,027	62,811			
前年度支払準備金	1,748,939	387							
前年度繰越長期給付積立金		360,709,760							
計	21,573,442	423,839,179	443,230	914,745	332,765	167,137	1,390,805	882,066	1,466,357
給付金	10,699,874	42,145,019							1,466,357
役員員給与			204,279	16,093	11,482	32,600	40,462	22,037	
旅費及び事務費			30,245	9,497	2,588	1,478	3,200	3,884	
商品仕入					10,236	354			
飲食材料費					45,179	9,743			
委託費			57,411	2,040	92,680	54,183		470	
支払利息							887,283	591,158	
連合会払込金	339,363	1,483,185						71,462	
老人保健拠出金	3,321,764								
退職者給付拠出金	3,144,126								
基礎年金拠出金負担金		13,356,773							
他経理への繰入金	55,247	88,555		160,838					
その他支出	2,209,389	355,592	118,564	672,136	198,323	63,310	135,659	158,744	
次年度支払準備金	1,669,201	4,371							
次年度繰越長期給付積立金		366,405,684							
計	21,438,964	423,839,179	410,499	860,604	360,488	161,668	1,066,604	847,755	1,466,357
差引当期利益又は当期損失金(△)	134,478	0	32,731	54,141	△ 27,723	5,469	324,201	34,311	0

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

流動資産	4,094,223	23,490,013	1,068,434	2,714,565	751,652	490,918	4,637,203	783,734	
固定資産		342,920,314	18,774	115,210	1,932,182	1,344,505	94,696,635	30,708,184	
繰延資産									
資産合計	4,094,223	366,410,327	1,087,208	2,829,775	2,683,834	1,835,423	99,333,838	31,491,918	0
流動負債	77,249	272	2,372	49,052	24,882	9,533	90,070,005	2,771	
固定負債	1,669,201	4,371	337,767	46,399	26,243	20,896	86,797	28,955,452	
負債合計	1,746,450	4,643	340,139	95,451	51,125	30,429	90,156,802	28,958,223	0
資本剰余金			468	122,268	2,134,506	1,449,366			
積立金		366,405,684							
利益剰余金	2,347,773		746,601	2,612,056	498,203	355,628	9,177,036	2,533,695	
資本合計	2,347,773	366,405,684	747,069	2,734,324	2,632,709	1,804,994	9,177,036	2,533,695	0
負債・資本合計	4,094,223	366,410,327	1,087,208	2,829,775	2,683,834	1,835,423	99,333,838	31,491,918	0

都市職員共済組合公告

西宮市職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成18年度決算の要旨を公告する。

平成19年7月3日

西宮市職員共済組合  
理事長 安 富 保

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短期	長期	業務	貸付	財形	基礎年金支払	
収 入	負担金	30,181	2,892,798	4,779			
	掛金	23,236	1,701,603				
	基礎年金交付金		396,540				
	利息及び配当金		1,386,261	46			
	その他の収入	54,719	45,598	2,301	168,678	37	119,419
	他経理からの繰入金			3,188			
	前年度繰越長期給付積立金		44,215,685				
	計	108,136	50,638,485	10,314	168,678	37	119,419
支 出	給付金	54,718	4,488,226			118,676	
	役職員給与			30	1,706		
	旅費及び事務費			1,802	358	12	
	委託費			6,019			
	支払利息				97,462		
	連合会払込金		90,295		12,881		
	基礎年金拠出金負担金		1,322,419				
	他経理への繰入金		3,188				
	その他の支出	53,418	102	4,433	63,924		743
	次年度繰越長期給付積立金		44,734,255				
計	108,136	50,638,485	12,284	176,331	12	119,419	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	0	0	△ 1,970	△ 7,653	25	0	

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資 産	流動資産	22	2,709,743	22,348	205,498	1,179	
	固定資産		42,024,512	71	5,186,526		
	繰延資産						
資 産 合 計		22	44,734,255	22,419	5,392,024	1,179	0
負 債	流動負債				40		
	固定負債				5,110,323		
	負債合計	0	0	0	5,110,363	0	0
資 本	資本剰余金			491			
	積立金		44,734,255				
	利益剰余金	22		21,928	281,661	1,179	
	資本合計	22	44,734,255	22,419	281,661	1,179	0
負債・資本合計		22	44,734,255	22,419	5,392,024	1,179	0

正 誤

○平成19年 3月30日付け(兵庫県公報第11号外)

行政組織規則等の一部を改正する規則(兵庫県規則第39号)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
21	上から10	同条第4号中	同条第3号中

○平成19年 3月30日付け(兵庫県公報第13号外)

決裁規程等の一部を改正する訓令(兵庫県訓令第5号)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から5	「副課長」	「、副課長」

10

下から7

事務所、柏原県税事務所及び  
び洲本県税事務所の項を削  
り、同部の次に次のように  
加える。

事務所、柏原県税事務所及  
び洲本県税事務所の項を削  
り、同部の次に次のように  
加える。

県民局県税部